

下関市魚食の普及推進に関する条例（仮称）素案に対するパブリックコメント実施結果

1. 実施期間

令和7年6月23日（月）から7月22日（火）まで

2. 意見応募状況

意見応募者数：15人

意見件数：22件

3. 意見の要旨と市の考え方等

※同種・類似のご意見は1つの項目で括り、考え方等を示させていただいております。

【反映結果】

A：意見を踏まえて条例素案の補足・追加修正を行った 10件

B：条例素案の軽微な文言修正を行った 0件

C：条例素案の修正を行わなかった 2件

D：今後の取組に当たって考慮すべき事柄として参考とした 10件

E：パブリックコメントの対象外の意見として扱った 0件

F：公表しない意見 0件

No.	該当ページ／項目	意見の要旨	市の考え方又は対応	反映結果
1	P2／ 地産地消	・地産地消の推奨とありますが、下関産の魚をあまり見かけないような気がします。市内での流通は少ないのでしょうか。花卉のようにシールやスタンプなど、市内産の魚を購入するキャンペーンをスーパーと連動するなどしてPRしてはどうでしょうか。 ・東京・大阪の方が高く売れるのでそっちに売ることになる。 ・地元の魚が地元で消費されるようにしてもらいたい。下関産の魚が他で買われている現実があるので、財政的措置を取って、地産地消を強力に後押ししてほしいです。 ・下関の漁師です。海産物の水揚げは年々減少していますが、その中でも市場の値段が上がらないので出荷できません。仕方なく北九州や他県への上送り等を余儀なくされています。なぜ下関は地産地消ができていないのか、しっかり検討してもらわないと、下関の未来は暗いと思います。	地産地消は魚食普及を推進する上での重要な鍵となるため、条例素案でお示したように第3条の基本理念において明記します。また、ご指摘の内容につきましては、関係事業者に情報提供するとともに、地産地消をより有効に推進していくため、条例第5条の「事業者等の役割」を以下のとおり修正することとしました。 第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項ができるように配慮し、魚食の普及に関する取組を自主的かつ主体的に実施するよう努めるものとする。 (1) 市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備 (2) 地元産及び旬の水産物等の魅力を効果的に伝えるための製造及び販売の手法の検討 (3) 市が実施する魚食の普及に関する施策への協力	A
2	P3／ 市場との連携	・6月に唐戸市場での朝市があり、市民に向けた魚食PRの良い機会だったと思います。今回の条例には開かれた「市場」に関する記述が出てきません。連携を強化する必要があるのでは、と思います。 ・唐戸市場をもっとうまく活用するべき。	「市民の台所」として昔から市民に親しまれてきた唐戸市場との連携は、今後の施策展開の重要な要素になると考えます。また、市場のみならず、水産物等に関わる様々な事業分野や、水産大学校等の学術成果等を結集していくため、基本理念を定める第3条の第2項に以下の条文を追加することとしました。 ・魚食の普及は、水産業が本市の基幹産業として将来にわたって発展していくために、水産物等に係る生産、流通、消費、学術研究等の様々な視点、立場等を踏まえて、推進されなければならない。	A
3	P4／ 購入環境の整備（調理しやすい形での販売）	・SNSでの情報発信も大事ですが、「手軽であること」が最も重要です。購入時に調理しやすい状態での販売をしっかりと充実させるなど検討下さい。	若者や時間的制約のある子育て世帯などに魚食を普及していくためにもご指摘の取組は重要であることから、業界内部で情報共有を進めるとともに、事業者等の役割を定める第5条に以下の条文を、事業者等の配慮事項として追加しました。 ・市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備	A

No.	該当ページ／項目	意見の要旨	市の考え方又は対応	反映結果
4	P 4 事業者等の役割／ 購入環境の整備（低価格化等）	・どうすればみんなが魚を食べやすくなるのか。市内のスーパーで買えない。さかな市民割を導入してほしい。 ・消費者が安く魚を買うための具体的な施策を入れないと、いつまで経っても魚食は普及しないと思います。 ・肉に比して魚は高いという一般的認識がある。事業者はリーズナブルな価格で市民に提供できるか、その努力についてもふれるべきではないか。	魚価の問題は、生産現場や流通に係る構造的問題を孕んでおり、また、様々な業界関係者の意見を踏まえ多角的に取り組んでいく必要があることから、業界内部で情報共有を進めるとともに、基本理念及び事業者等の役割に関する条項にて以下のとおり規定することとしました。 （基本理念） 第3条第2項 魚食の普及は、水産業が本市の基幹産業として将来にわたって発展していくために、水産物等に係る生産、流通、消費、学術研究等の様々な視点、立場等を踏まえて、推進されなければならない。 （事業者等の役割） 第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項ができるように配慮し、魚食の普及に関する取組を自主的かつ主体的に実施するよう努めるものとする。 (1) 市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備 (2) 地元産及び旬の水産物等の魅力を効果的に伝えるための製造及び販売の手法の検討 (3) 市が実施する魚食の普及に関する施策への協力	A
5	購入環境の整備 （魚の捌き方）	・魚の捌き方が分からない方が多いため、SNS発信も大事だが、講座やチラシ配布などを行うと良いと思う。	魚の捌き方をより多くの方に知ってもらうことは、魚食普及の最重要課題です。そのため、条例素案第4条の「市の役割」にて、「魚食に関する知識の普及及び啓発のための広報活動」をすでに明記していますが、新たな条例案では、事業者等の役割を規定する第5条にて、「市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備」の条文を追加することとしました。 魚の捌き方等に関する料理教室は、これまでも官民挙げて様々な団体が開催してきましたが、周知・開催方法が固定化しているなどの課題もあることから、業界内部で改善策等を検討・共有し、より効果的なPRに努めてまいります。	A
6	財政的措置（全般）	・魚食の普及推進のための条例は福島県いわき市も類似の条例を作っていますが、下関市は「財政的措置をはかる」などの内容は入れないのでしょうか。 ・予算をどこにつけるのか。	本条例の具現化には、意識啓発や消費喚起等の取組を継続的に実施していく必要があり、そのためには一定程度の財政措置も講じていかなければいけません。本市としては、いわき市のような財政措置の規定は敢えて設けませんが、既存事業の再構築等を行いながら、適時柔軟に予算発動を行ってまいります。	C
7	財政的措置（学校給食）	・給食等で使用する際の予算補助等が必要ではないか。民間のボランティアでは限界がある。持続的ではない。	「くじらの街日本一」を目指す本市では、平成9年度より予算を確保し、学校給食において鯨食メニューの提供を行っております。魚食を日常の食習慣に定着させるには、学校給食は極めて有効な方策であることから、今後、鯨食に限らず幅広く魚食提供が行える体制作りを、財政・教育委員会サイドや給食・卸売事業者等とも協議しながら調査研究してまいります。	D

No.	該当ページ／項目	意見の要旨	市の考え方又は対応	反映結果
8	漁業者支援	・漁業者への支援を条例に明記してもらいたい。 ・漁業者の実態に注目すべき。 ・漁業者が食べていけるようにするための具体的な施策を入れないと、いつまで経っても魚食は普及しないと思います。	魚食普及に当たっては、漁業者の生産現場等はもちろんのこと、様々な業種・分野の視点等を包括して推進する必要があるため、基本理念を定める第3条に以下の条文を追加することとしました。 ・魚食の普及は、水産業が本市の基幹産業として将来にわたって発展していくために、水産物等に係る生産、流通、消費、学術研究等の様々な視点、立場等を踏まえて、推進されなければならない。 なお、本条例は魚食普及に関する基本理念を定めることを本旨とし、具体的な施策等の明記は馴染まないことから、漁業者支援等に係る具体策（担い手確保、経営の安定化等）は引き続き個別事業において取り組んでまいります。	A
9	水産大学校等との連携	・水産大学校や栽培漁業センター等との連携も重要ではないか。 ・せっかく水産大学校があるのに明記していない。 ・魚食についての条例があると、水産大学校等で発信しないのか。水大生は魚を食べることが多いので、より良い意見が得られると思う。	本市に我が国の水産学界を牽引する水産大学校が所在することは、本市水産業の大きな強みの一つであります。本条例は理念条例としての性格を有すため、具体的な大学や研究機関等の明記は行いませんが、産学官連携を視野に入れ、多様な分野の知見等を結集して魚食普及を推進していくため、基本理念を定める第3条に以下の条文を追加することとしました。 ・魚食の普及は、水産業が本市の基幹産業として将来にわたって発展していくために、水産物等に係る生産、流通、消費、学術研究等の様々な視点、立場等を踏まえて、推進されなければならない。 また、今後の施策展開に当たっては、水産大学校の学生を始めとした若い方々のご意見も積極的に取り入れながら、より効果的な手法等を検討してまいりたいと考えております。	A
10	条例制定の先行事例	・条例ができている地域（先行事例）の実態がどの程度反映されているか。失敗も含めて調査結果をオープンにしてほしい。	条例案の作成に当たっては、制定先行都市（福島県いわき市・茨城県ひたちなか市・三重県南伊勢町・兵庫県香美町）の条例や制定経緯、また制定後の具体的な取組等を参考にしながら、本市の歴史地理・産業特性等を加味した独自色が打ち出せるよう配慮しました。また、本条例制定後は、先行都市や水産庁等との情報交換を進め、成功・失敗事例がフィードバックされた施策展開に努めてまいります。	D
11	条例制定の事前周知	・そもそも条例を作ることを知りませんでした。	本条例は、市民生活にも影響を及ぼす市の重要な方針に相当することから、市民協働参画の観点からパブリックコメントを実施し、この度15名の方々から22件に及ぶご意見を頂戴しました。パブリックコメントの実施に当たっては、本市議会への報告や新聞報道機関への情報提供、また市報や市公式SNS等を通じて幅広く周知を行ったところですが、ご指摘の件につきましては、市政全般に係る課題としても捉え、引き続き有効な周知方法等を講じてまいります。	D

No.	該当ページ／項目	意見の要旨	市の考え方又は対応	反映結果
12	条例の内容	・文は見ない。見るのであれば、ぱっと分かりやすい短い文が分かりやすいかも。それが美味そうな写真。ペットとして飼うなど。 ・全体的にふわっとして、具体的に何をするのか分からない。	条例は国の法律に相当する法令・法規に位置付けられるため、相応の用語・用例法に則った体裁を取らざるをえませんが、魚食普及の推進に当たっては、ビジュアル効果のあるイラストや写真、また分かりやすいキャッチコピー等を活用した広報等に努めてまいります。 また、条例の内容により具体性や方向感を持たせるため、新たな条例案では、事業者の役割等を定める第5条を以下のとおり修正しました。 （事業者等の役割） 第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項ができるように配慮し、魚食の普及に関する取組を自主的かつ主体的に実施するよう努めるものとする。 (1) 市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備 (2) 地元産及び旬の水産物等の魅力を効果的に伝えるための製造及び販売の手法の検討 (3) 市が実施する魚食の普及に関する施策への協力	A
13	条例の制定後	・条例ができると具体的に何が前に進むのかが知りたい。 ・条例が出来た後、魚食が正しく普及されているか追跡調査する予定はあるのか。 ・条例をどう周知し、どう行動するのか分からない。	条例制定後は、子どもたちに魚食の意義やメリット等についての理解を深めてもらうため、学校現場へのチラシ配布や、条例で定める「魚食の日」にご賛同いただける小売店等の事業者を募るなど、各種広報・販促活動の展開を検討しております。また、地産地消や食育等をキーに、生産者や業界団体、また教育・学術機関等と幅広く連携した料理教室の実施や学校給食への支援なども検討しており、アンケートや業界への意見照会等も適宜行い、効果検証にも努めてまいります。	D
14	魚食普及の問題把握	・なぜ魚食が進まないのかという要因分析がどの程度細かく行われているのか。されていなければ実態把握が必要では。	魚食低迷の背景については、食の多様化や魚価の高価格化、また共働き世帯の増加による時短調理や弁当・惣菜の普及など、様々な要因が絡んでおります。本条例では、基本理念を定める第3条を通して、地産地消やSDGsの考え方、また食育推進等の課題提起を図っておりますが、新たな条例案では、魚食低迷の要因を踏まえたより具体的方向性を示すため、第5条を以下のとおり修正いたしました。 （事業者等の役割） 第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項ができるように配慮し、魚食の普及に関する取組を自主的かつ主体的に実施するよう努めるものとする。 (1) 市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備 (2) 地元産及び旬の水産物等の魅力を効果的に伝えるための製造及び販売の手法の検討 (3) 市が実施する魚食の普及に関する施策への協力	A

No.	該当ページ／項目	意見の要旨	市の考え方又は対応	反映結果
15	ふくPR	・ふぐを前面に出していこう。	ふくは下関を代表する全国区の水産物ブランドであるため、魚食普及においても重点的に取り扱ってまいります。また、知名度等にとらわれることなく、下関産の隠れた水産品目等の掘り起こし・PRも重要であると考えております。引き続きご理解・ご協力の程お願い申し上げます。	D
16	ふく流通加工問題	・ふぐが獲れなくなっているのに、その食推進をすると乱獲を招きかねないので、大漁に獲れている港（今なら釧路とか）が持ってくることも考えなければならない。 ・北海道には捌ける人材が少ないので、山口県でふぐを捌ける人材をしっかりと確保する必要もあると思う。担い手も含めて。	温暖化等に伴いふくの産地・生息域が北方域に移行している状況については、本市業界関係者も大いに危惧しており、現在様々な対応策が検討されているところです。また、市場価値の高い処理技術は本市ふく業界の大きな強みであるため、担い手確保も含め、引き続き官民挙げて「下関ふく」のブランド強化に努めてまいります。	D
17	鯨食普及	・焼肉屋にくじら肉があれば頼みたくなる。	本市では、鯨食普及と消費拡大に向けた取組を官民一体で推進する「鯨肉消費拡大推進協議会」を令和2年に立ち上げ、飲食・宿泊関係の事業者を対象とした鯨肉取扱講習会などにおいて、鯨料理の新メニュー開発等を行っております。今後はご意見を踏まえ、焼肉等を取り扱う飲食事業者にも講習会等への参加を積極的に呼びかけるなど、多様なシチュエーションにおける提供手法等も重要な課題として位置付け、更なる鯨食普及に努めてまいります。	D
18	卸売市場機能	・魚せりに買参権ではなくて、一般も参加してみては。	目利き等の高度な専門性が求められる「せり」行為は、公正な取引と適正な価格形成を確保するため、卸売市場法の厳格な規制下に置かれています。しかしながら、一般の方も参加できる「模擬せり」は各種イベント等でしばしば行われており、日頃身近に接する生鮮食料品のあり様を見つめ直す機会となることから、この種のイベント開催も、魚食普及の重要な手法として位置付けてまいりたいと考えております。	D
19	条文の用語法①	・一般的に「水産業」と「漁業」は同じ意味で使われることが多いと思うが、第1条では「水産業」、第2条第2号では「漁業」と表記されている。あえて「水産業」と「漁業」の二つの表現にする意味はあるのか。	第2条第2号の事業者の定義では、素案2Pにお示ししているように「日本標準産業分類」（総務省告示）を適用しておりますが、同分類では「水産業」に係る業種（水産食料品製造業・水産物卸売業・鮮魚小売業など）が、大分類の製造業や卸売業・小売業にも含まれております。また、同分類における「漁業」は、その大分類中に、海面漁業や水産養殖業など、いわゆる生産現場と直結した一次産業種が位置付けられております。したがって、「漁業」は専ら一次産業として、そして「水産業」は製造流通などの広範囲な業種も含む用語として整理させていただいております。	C
20	条文の用語法②	・第2条では「この条例」とあり、第4条～第6条では「本条例」とある。「本条例」に統一した方が良いのではないか。	ご指摘のように用語の統一を行うこととしました。	A

No.	該当ページ／項目	意見の要旨	市の考え方又は対応	反映結果
21	魚食の日①	・下関市は「水産物5大ブランド」を掲げ、市内外にアピールしているが、5大ブランドの内の3種類しか魚食の日を設けようとしなのはなぜか。「うに」や「いか」についても魚食の日を設けることが望ましいと考える。「いかの日」については、足が10本なので毎月10日を推薦する。「うにの日」については、適当な日が見当たらない場合は、第7条に「うにの日」と記した上で、魚食の日は今後市民の意見を踏まえ決めていくというやり方もあると思う。	「うに」と「いか」については、本市水産業界では、特定の日にイベントを行う慣例等がないため、この度の条例案では「魚食の日」としての規定は行いませんでした。ご意見を踏まえ、今後、市民の声や業界内部の機運等が高まれば、「魚食の日」に加えていくことを検討してまいります。 なお、本パブリックコメント期間中に、本市を代表する魚食普及団体の下関地区魚食普及推進協議会から、「かまぼこの日」の設定に関する提案がありましたが、「令和3年経済センサス」では、山口県の水産練製品の製造品出荷額等は全国3位となっております。かまぼこなどの練り製品は、本市を代表する水産加工品であり、日本かまぼこ協会が定める11月15日の「かまぼこの日」にちなみ、本市でもイベントなどが開催されているため、新たな条例案では、11月15日の「かまぼこの日」を「魚食の日」として位置付けさせていただいております。	D
22	魚食の日②	・あじの日として毎年6月3日を入れたら。外す理由が分からない。	ご指摘の「あじの日」は、山口県の代表的な水産物ブランドである「瀬つきあじ」を県内外にPRしていくため、県内関係団体（水産関係者・量販店・観光・消費者団体・行政）の連携のもと平成9年に制定されたものですが、本市の市民・業界関係者における認知・意識度に濃淡が窺えることから、今回の条例案には取上げて加えないことといたしました。しかしながら、この度の条例案に取り上げられなかった魚種についても、今後、市民・業界からの強い要請があれば、「魚食の日」として設定していくことも適宜検討してまいります。 なお、No.21の「市の考え方又は対応」欄に記載のとおり、新たな条例案では、11月15日の「かまぼこの日」を「魚食の日」として位置付けさせていただいております。	D